

浦情個審第19号
令和7年9月2日

浦安市長 内田 悅嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会
会長 飯田 稔

浦安市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月24日付け浦財管第820号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第59号

令和6年8月14日付けで審査請求人から提起された、令和6年7月22日付け浦財
管第357号で行った公文書部分開示決定に係る審査請求

別紙

諮問第 59 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 7 月 22 日付け浦財管第 357 号で、審査請求人に通知した公文書部分開示決定処分において、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 6 年 5 月 22 日付で、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、次の(1)から(5)の項目（令和 5 年 4 月から令和 6 年 4 月までの間のもの）を請求内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 浦安市とスタートアメニティ（株）の間で持たれた会議等の資料及び議事録
- (2) 浦安市運動公園外 3 施設駐車場管理運営に関する協定書の規定に基づく報告・協議等（第 18 条の規定に基づく報告を除く。）の文書
- (3) スタートアメニティ（株）から提出があった、令和 4 年 12 月分の売上、経費及び収益の修正に関する書類
- (4) 令和 5 年 10 月 31 付け浦財管第 793 号に記載されているスタートアメニティ（株）から提出された意見書
- (5) 市民（請求人を除く。）・市議会議員・団体などが行った、駐車場の有料化に関する、市長への手紙・質問・意見・公文書開示請求等の文書及び回答文書

2 開示決定等

実施機関は、本件開示請求に対し、財産管理課で所管するものとして次の(1)から(4)までの公文書（令和 5 年 4 月から令和 6 年 4 月までの間のもの）とし、令和 6 年 6 月 5 日付け浦財管 242 号において、(1)及び(2)については公文書部分開示決定を行い、(3)については公文書不開示決定を行い、(4)については公文書開示決定等の期間の延長を行った。

- (1) 浦安市運動公園外 3 施設駐車場 貸付料改定協議議事録及び添付資料
- (2) 公文書の開示決定等に係る意見書
- (3) スタートアメニティー株式会社から提出のあった、令和 4 年 12 月分の売上、経費及び収益の修正に関する書類

(4) 市民（請求人を除く。）・市議会議員・団体などが行った、駐車場有料化に関する、市長への手紙・質問・意見・公文書開示請求等の文書及び回答文書

さらに、(4)の公文書について、財産管理課で所管するものとして以下アからクまでの公文書に特定を改め、条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当するとして、次の(ア)から(ウ)までの理由を付し、公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和6年7月22日付け浦財管第357号で審査請求人に通知した。

- ア 公文書開示請求書（令和5年5月14日）
- イ 公文書開示請求書（令和5年5月15日）
- ウ 公文書開示請求書（令和5年5月24日）
- エ 公文書開示請求書（令和5年5月25日）
- オ 公文書開示請求書（令和5年5月30日）
- カ 公文書開示請求書（令和5年6月6日）
- キ 公文書開示請求書（令和5年7月4日）
- ク 市長への手紙及び回答

(ア) 公文書開示請求書に記載の氏名、住所、電話番号及びEメールアドレス並びに市長への手紙に記載の氏名、住所、電話番号、年齢及び性別は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。（第2号本文前段）

(イ) 市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。（第2号本文後段）

(ウ) 市長への手紙の記載内容等を公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇し、市長への手紙制度からのお問合せ制度による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあるため。（第6号柱書）

3 審査請求

審査請求人は、令和6年8月14日付で、本件処分のうち「ク 市長への手紙及び回答（以下「本件審査請求公文書」という。）」の公文書部分開示決定処分を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）

に基づく審査請求を行った。

4 諒問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 24 日付け浦財管第 820 号で当審査会に諒問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求に係る処分のうち、第 2 の 2 (4) クの対象公文書に係る処分を取り消し、対象文書のうち、個人の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、年齢及び性別を除く部分を開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

第 2 の 2 (4) クの対象公文書のうち、市長への手紙の差出人は、個人ではなく、法人その他の団体ではないか。当該文書の記載内容等は条例第 7 条第 2 号に該当するので、開示できないとしているが、同号は個人に関する情報について規定したものであり、法人その他の団体に関する情報について規定したものではない。当該文書の記載内容の全てが個人に関する情報なのか。条文の適用に誤りがあるのではないか。

(2) 反論書における主張の要旨

ア 市長への手紙の「お名前（必須）」欄には、サークル名と個人の氏名が書かれているのではないか。

イ 市長への手紙を受理する場合、法人その他の団体のものであるか、個人のものであるかを確認すべきである。

(3) 意見陳述の要旨

ア 対象公文書の差出人は、個人ではなく、法人その他の団体ではないのか。

イ 条文の解釈・適用が誤っているのではないか。条例第 7 条第 2 号本文後段に規定する情報の開示については、条例第 8 条第 1 項が適用されると考える。また、本件は部分開示であるのだから、開示できない理由は条例第 7 条ではなく、条例第 8 条の規定によってされなければならないのではないか。

ウ 本件処分に係る通知書の開示することができない理由(2)について、「市

長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）」は、「性別」と同様に条例第7条第2号本文前段の「その他の記述」に該当するのではないか。また、不開示の根拠規定の条例と同一の記載がなされているのみであって、この根拠規定に該当する理由が記載されておらず、適切さを欠くものではないか。さらに、本件処分に係る通知書の開示することができない理由(3)の条例第7条第6号柱書の規定によって開示しないのであれば、個人に関する情報についてわざわざ判断する必要はなく、全部を開示しない決定をすべきではないか。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求公文書の内容

浦安市運動公園外3施設駐車場の貸付料改定に係る市長への手紙及び回答である。

2 処分の理由（部分開示（不開示）の理由について）

(1) 本件審査請求公文書で不開示とした部分について

市長への手紙に記載の氏名、住所、電話番号、年齢及び性別並びに市長への手紙の記載内容等を、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第7条第2号本文前段の該当性について

市長への手紙に記載の氏名、住所、電話番号、年齢及び性別は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文前段に規定する不開示情報に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

(3) 条例第7条第2号本文後段の該当性について

市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に規定する不開示情報に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第7条第6号柱書の該当性について

市長への手紙の記載内容等を公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇し、市長への手紙制度による適正な意見・要望の聴取に支障をき

たすおそれがあり、条例第7条第6号柱書に規定する不開示情報に該当する。

3 弁明書による弁明の理由

審査請求人は、本件審査請求公文書の差出人を法人その他の団体と推測し、条例第7条第2号に該当しないと主張しているが、市長への手紙の差出人欄には、法人その他の団体としての意見と認められる記載はなく、個人のものと認められる住所、電話番号、氏名、年齢及び性別の記載があることから、個人からの市長への手紙と捉え、当該差出人欄の記載部分については条例第7条第2号本文前段に該当すると判断した。なお、当該差出人欄の記載部分が条例第7条第2号本文前段に該当する以上、市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に該当するものである。

また、市長への手紙の記載内容等を公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇し、市長への手紙制度による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書に該当するものである。

以上のことから、本件決定は妥当であると考える。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書の一部を条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当するとして、令和6年7月22日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求公文書の部分開示決定の取消しと不開示とした部分の開示を求め、他方、実施機関は、本件処分を妥当とした。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件審査請求公文書を見分した上で、本件処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 不開示情報の該当性について

当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、その不開示とした部分に記録されている情報には、市長への手紙に記載の氏名、住所、電話番号、年齢及び性別並びに市長への手紙の記載内容等（以下「本件不開示情報」という。）が含まれていることから、以下、これらが条例の定める不開示情報に該当するか否かを検討する。

(1) 条例第7条第2号本文前段の該当性について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報と定めている。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書には、本件不開示情報のうち、市長への手紙を差し出した者の「氏名、住所、電話番号、年齢及び性別」が記載されており、これらは特定の個人を識別することができる情報であることから、条例の定める不開示情報に該当すると認められ、他方、同号ただし書ア～ウのいずれにも該当する事情は認められない。

(2) 条例第7条第2号本文後段の該当性について

条例第7条第2号本文後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書には、本件不開示情報のうち、市長への手紙を差し出した者の市政への建設的な意見ないし要望と捉えることのできる「市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）」が記載されている。これは、上記(1)で判断したように、市長への手紙を差し出した者の「氏名、住所、電話番号、年齢及び性別」が、特定の個人を識別することができる情報である以上、市長への手紙の記載内容等（受付番号及び受付・回答日を除く。）も、個人に関する情報であって、当該情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の意見・思想など個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に該当するものと認められ、同号ただし書に該当する事情もない。仮に、上記氏名の前に、所属する

会社、学校その他の団体名が付されている場合であっても、当該意見が団体の意見と明記されていないときは同様である。

(3) 条例第7条第6号柱書の該当性について

条例第7条第6号柱書は、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。

そこで、当審査会が本件審査請求公文書を見分したところ、本件審査請求公文書には、本件不開示情報のうち、市長への手紙を差し出した者の市政への建設的な意見ないし要望と捉えることのできる「市長への手紙の記載内容等」が記載されており、これらを公にすることにより、市民等が率直な意見の記載を躊躇し、市長への手紙制度による適正な意見・要望の聴取に支障をきたすおそれがあることから、条例第7条第6号柱書に該当するものである。上記(1)、(2)で述べたとおり、これらは確かに、条例第7条第2号本文前段・後段にも該当する情報であるが、そのことが、条例第7条第6号柱書の該当性を妨げるものではない。

以上述べたとおり、本件不開示情報については、条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当し、審査請求人の主張には理由がない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件審査請求公文書につき、その一部を条例第7条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当するとして不開示とした決定については、同条第2号本文前段及び本文後段並びに第6号柱書に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断する。

なお、審査請求人のその余の主張については、本件処分のうち本件審査請求に係るものとの適否に関する当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。